

# 八王子介護支援専門員連絡協議会研修 個別避難計画書作成説明



令和7年（2025年）9月30日（火）

八王子介護支援専門員連絡協議会

八王子市福祉部福祉政策課

# はじめに

## 説明会の目的

- 八王子市で行っている避難行動要支援者支援や個別避難計画の作成等の取組について、作成支援者としてご協力をいただいているケアマネジャーの皆様の理解を深める。
- 個別避難計画に基づく避難支援の実効性を高めるため、避難支援実施者であるケアマネジャーの皆様と意見交換を行い、支援制度の見直しの参考とする。

# 目次

1. 八王子市の取組
2. 個別避難計画の作成
3. 安否確認の実施
4. 令和6年台風第10号に伴う安否確認の実施状況
5. その他

# 1. 八王子市の取組

# 1. 八王子市の取組

## 制度の変遷

H18年度  
(2006年度)

● 災害時要援護者の避難支援のガイドライン の公表

H23年度  
(2011年度)

● 地域主体（地域支援組織）による個別避難計画作成を開始

H24年度  
(2012年度)

● 避難行動要支援者名簿の作成開始

R3年度  
(2021年度)

● **災害対策基本法 改正（個別避難計画作成の努力義務化等）**

- ・ 避難行動要支援者の要件や個別避難計画の作成方法等を整理
- ・ 計画作成の担い手等との調整・協力依頼

R4年度  
(2022年度)

● 個別避難計画の作成開始

八王子市においても、福祉専門職の皆様のご協力をいただきながら、  
**避難行動要支援者名簿の整備**や**個別避難計画の作成**に取り組んでいます。

# 1. 八王子市の取組

## 避難行動要支援者とは？

災害時に自ら避難することが困難であるため、円滑かつ迅速な避難の確保などの支援を要する方々のことです。

避難行動要支援者の要件は、各自治体で定めることとなっており、以下のとおりです。

要件	定義	人数
要件1	要介護3以上の認定を受けており、施設入所していない者	4,382 人
要件2	以下に該当する障害者手帳所持者で、施設入所していない者 ・自力避難が困難な者 ・避難情報の入手が困難な者 ・避難の判断が困難な者	6,359 人
要件3	75歳以上のひとり暮らしで、自力避難が困難かつ同意する者	1,939 人
要件4	75歳以上のみの世帯で、自力避難が困難かつ同意する者	1,893 人
要件5	その他、特に災害時に支援が必要と市長が認める者	—
	合計	14,573 人

# 1. 八王子市の取組

## 個別避難計画とは？

災害時の避難行動要支援者の安否確認方法、避難先の情報、避難誘導方法、携帯品などを、本人と避難支援等関係者が一緒になって検討し、取るべき避難計画としてとりまとめたものです。

計画策定の対象者は、避難行動要支援者のうち**ハザードエリア**に住み、かつ個別避難計画を作成することに**同意**する方を原則とします。

### 個別避難計画作成状況（R7.4.1時点）

要件	避難行動要支援者	計画作成対象者	作成同意者	個別避難計画作成数	作成率	作成率 同意者ベース	作成支援者
要件1	4,382	657	192	176	26.8%	91.7%	ケアマネジャー
要件2	6,359	1,056	122	113	10.7%	92.6%	相談支援専門員等
要件3	1,939	492	422	330	67.1%	78.2%	民生委員
要件4	1,893	444	386	333	75.0%	86.7%	
合計	14,573	2,649	1,122	952	35.9%	84.8%	—

# 1. 八王子市の取組

## 計画作成対象者の整理

市民

ハザードエリア居住者

要配慮者

(災害時において特に配慮を要する方)

避難行動要支援者名簿登載者

※要配慮者のうち、避難行動要支援者の要件を満たす方

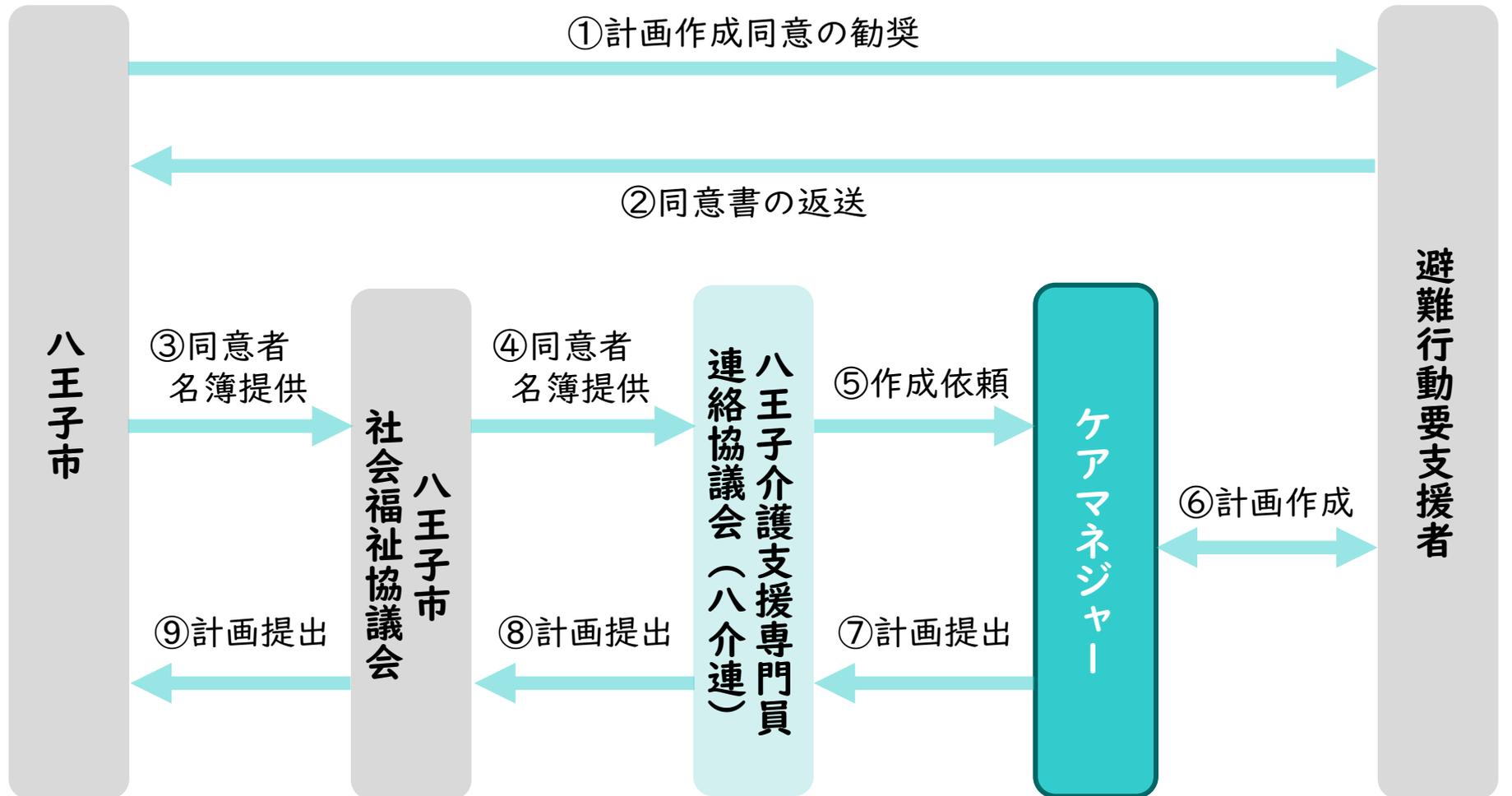
個別避難計画作成対象者

※避難行動要支援者名簿登載者のうち、ハザードエリアに居住し、計画作成に同意する方

## 2. 個別避難計画の作成

## 2. 個別避難計画の作成

### 計画作成の流れ



## 2. 個別避難計画の作成

### 個別避難計画に記載すべき事項

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 電話番号その他の連絡先
- 6 避難支援等を必要とする理由
- 7 **避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号  
その他の連絡先**
- 8 **避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経に関する事項**

※ 「避難支援等」とは、避難の支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。（法第49条の10）

# 2. 個別避難計画の作成

## 個別避難計画の様式（表面）

八王子市 個別避難計画書（表面）

作成日 令和〇年〇月〇日

要件	(1) 要介護3以上の認定を受けており、施設入所していない者											
フリガナ	ハチオウジ タロウ			福祉 情報	要介護度	3	(要)手帳等級		(精)手帳等級			
本人氏名	八王子 太郎				(身)手帳等級		(身)部位		移動支援			
生年月日	大正**年**月**日	年齢	100	性別	男	ハザードランク	浸水深	3	土石流	黄	急傾斜	赤
住所	八王子市元本郷町*****											
電話	042-***-****			メール	***** @ *****.com							
世帯区分	高齢者世帯			同居家族等	妻							
緊急連絡先 ①	名前	八王子 一郎		関係性	子							
	電話	090-***-****		メール	**** @ ****.com							
	備考	日野市在住。会社員（平日日中勤務）										
緊急連絡先 ②	名前			関係性								
	電話			メール								
	備考											
避難先 ①	避難場所	〇〇小学校		電話	042-***-****							
	住所	八王子市〇〇町〇〇										
	備考	避難には車いすが必要。										
避難先 ②	避難場所	本人自宅2階		電話	-							
	住所	-										
	備考	自宅2階へは自力での移動が可能。										
避難支援等 関係者情報 (安否確認)	名前	〇〇 〇〇		関係性	ケアマネジャー							
	住所	八王子市〇〇町〇〇										
	電話	090-***-****		メール	**** @ ****.com							
	備考	安否確認は電話連絡により行う。										
避難支援等 関係者情報 (避難誘導) ①	名前	〇〇 〇〇		関係性	子							
	住所	日野市〇〇町〇〇										
	電話	090-***-****		メール	**** @ ****.com							
	備考	緊急連絡先①と同様。										
避難支援等 関係者情報 (避難誘導) ②	名前			関係性								
	住所											
	電話			メール								
	備考											

対象者の福祉情報、ハザード情報等をシステムから出力。※記載不要

対象者の連絡先及び緊急時の連絡先を記載。緊急連絡先は2か所まで記載可能。

災害時の避難先情報を2か所まで記載可能。避難先は学校等公的避難所や親戚宅、自宅の安全な場所など。

安否確認実施者を記入。この際には安否確認の方法も調整しておく。

避難誘導実施者を記入。親族や町会・自治会、地域の支援組織、自主防災組織などの担い手の確保ができた際に記入。※空欄でも可

# 2. 個別避難計画の作成

## 個別避難計画の様式（裏面）

八王子市 個別避難計画書（裏面）

かかりつけ医	医療機関	〇〇クリニック	医療機関			
	担当医	〇〇 〇〇	担当医			
	診療科	内科	診療科			
	電話	042-***-****	電話			
携行する医薬品	〇〇錠					
避難時配慮事項	当てはまるものすべてに☑を入れる <input type="checkbox"/> 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている <input checked="" type="checkbox"/> 医療機器の装着などを行っている ☐ 人工呼吸器    ☐ 在宅酸素 <input checked="" type="checkbox"/> 経管栄養、点滴 ☐ その他 ( )					
	<input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行が難しい (移動手段 <b>車いす</b> ) <input type="checkbox"/> 音が聞こえない (聞き取りにくい)    ☐ 物が見えない (見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい    ☐ 危険なことが判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他 ( )					
関係機関	地域包括	高齢者あんしん相談センター〇〇	電話	042-***-****	担当	〇〇
	その他①	生活自立支援課	電話		担当	
	その他②		電話		担当	
避難支援時の留意事項	・安否確認は電話連絡により行う。風水害の発生が見込まれる際は、テレビ等により避難情報等の情報収集を行うとともに、安否確認者と連絡が取れるように電話が取れる状態であること。 ・室外での歩行が困難なため、避難時は車いすが必要。					
計画作成者	名前	〇〇 〇〇	作成者区分	ケアマネジャー		
	電話	090-****-****	民生委員番号	-		
	事業所名	ケアプラン〇〇	事業所所在地	八王子市〇〇町〇〇		

かかりつけ医情報を入力。

携行すべき医薬品情報、避難時の配慮事項を確認し、チェックする。  
計画作成者と避難誘導を行う者が別であっても情報共有が図れるように活用する。

災害時に限らず、平時から支援関係者と共有すべき関係機関を記載する。

避難支援時の留意事項などを記載。  
災害時に限らず、平時から支援関係者と共有すべき事項を記載する。

計画作成者を記載する。  
原則**安否確認者と同じ**になる。

## 2. 個別避難計画の作成

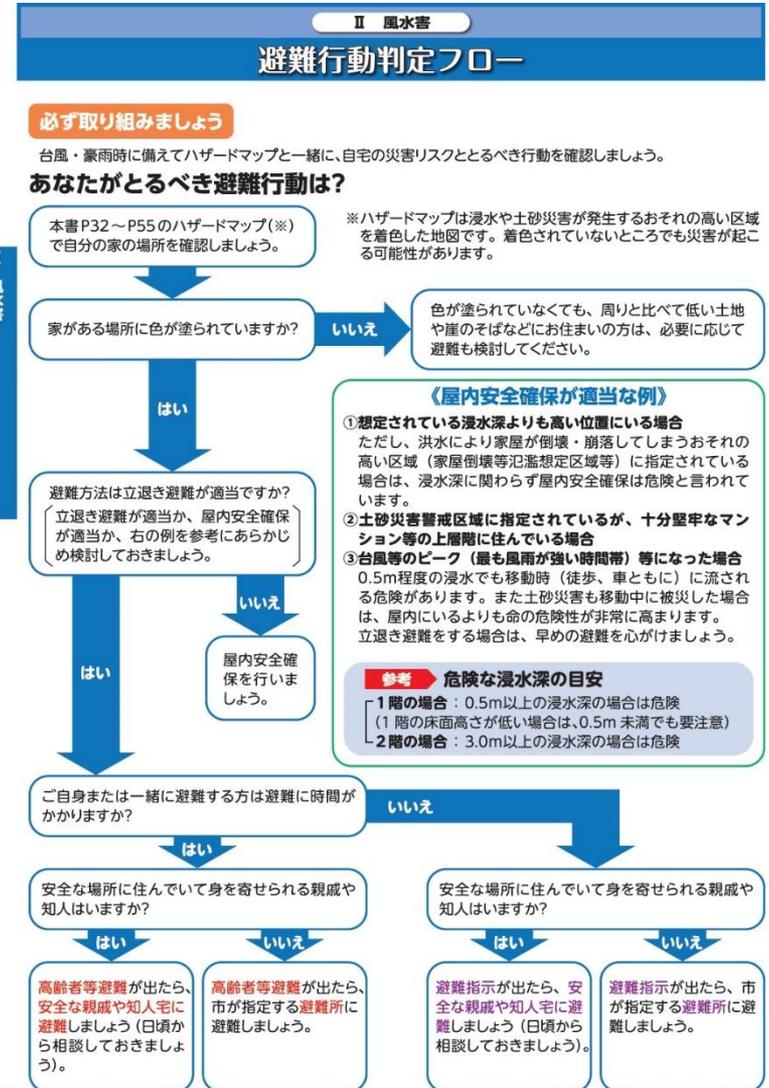
### 個別避難計画作成の考え方

- 個別避難計画は「避難情報」が発令された際に、どのように行動し、身の安全を図るか事前に計画しておく計画書となります。
- 「避難」とは「難」を「避」けることであり、想定される**災害の状況にあった避難方法**を検討していただくことが重要です。  
必ずしも避難所等へ避難する「立退き避難」を行う必要はありません。
- どのようにして身の安全を守るかについては、「八王子市総合防災ガイドブック」の避難行動判定フローなどを参考としてください。

# 2. 個別避難計画の作成

## 避難行動判断フロー

- ハザードマップを確認し、住んでいる場所に**どのような危険がある場所か**を確認する。
- 避難（難を避ける方法）にあたって**適切な方法**を検討する。  
「立退き避難」「屋内安全確保」
- それぞれの方法の具体的な取組内容を**事前に**決めておく。



## 2. 個別避難計画の作成

### 風水害時の避難所

#### ◎プラン1

大雨、洪水、暴風の警報の発令の可能性が高く、かつ市内に被害が想定され、高齢者等避難または避難指示を発令する見込みが高い場合

開設する避難所（予定）は以下のとおり

No.	名称	所在地	No.	名称	所在地	No.	名称	所在地
1	第一小学校	元横山町 2-14-3	10	美山小学校	美山町 1892	19	鏈水小学校	鏈水 2-74
2	第二小学校	八木町 7-1	11	元八王子中学校	大楽寺町 415	20	松木中学校	別所 1-34-1
3	第四小学校	明神町 2-15-1	12	恩方市民センター	西寺方町 260-4	21	由木東市民センター	鹿島 111-1
4	中野北小学校	中野山王 3-1-1	13	川口市民センター	川口町 3838	22	由井第一小学校	打越町 348-1
5	大和田小学校	大和田町 4-19-1	14	夕やけ小やけふれあいの里	上恩方町 2030	23	みなみ野中学校	みなみ野 6-14-2
6	富士森体育館	台町 2-3-7	15	長房小学校	長房町 340-4	24	由井市民センター	片倉町 702-1
7	横川小学校	横川町 305	16	浅川小学校	初沢町 1335	25	石川中学校	久保山町 2-55
8	元木小学校	下恩方町 515-1	17	横山中学校	散田町 5-22-36	26	加住市民センター	加住町 1-338
9	川口小学校	川口町 3675	18	横山南市民センター	梶田町 137-3			

## 2. 個別避難計画の作成

### 風水害時の避難所

#### ◎プラン2

プラン1の状況かつ、次のいずれかに該当する場合

(1) 特別警報の可能性が示唆されている場合

(2) 事前の気象状況等によって、市内の広範囲で明らかに大きな被害が想定される場合

開設する避難所（予定）は以下のとおり

No.	名称	所在地	No.	名称	所在地	No.	名称	所在地
1	第一小学校	元横山町 2-14-3	16	美山小学校	美山町 1892	31	鑓水小学校	鑓水 2-74
2	第二小学校	八木町 7-1	17	元八王子中学校	大楽寺町 415	32	宮上中学校	南大沢 5-5
3	第四小学校	明神町 2-15-1	18	城山中学校	川町 792-2	33	松木中学校	別所 1-34-1
4	第九小学校	中野上町 2-14-1	19	元八王子市民センター	上巻分方町 747-1	34	由木中央市民センター	下柚木 2-10-6
5	中野北小学校	中野山王 3-1-1	20	恩方市民センター	西寺方町 260-4	35	由木東市民センター	鹿島 111-1
6	清水小学校	中野山王 3-25-1	21	川口市民センター	川口町 3838	36	由井第一小学校	打越町 348-1
7	大和田小学校	大和田町 4-19-1	22	たやけ小やけふれあいの里	上恩方町 2030	37	由井第三小学校	小比企町 1201
8	ひよどり山中学校	暁町 3-1-1	23	長房小学校	長房町 340-4	38	打越中学校	打越町 349-1
9	いずみの森義務教育学校	子安町 2-18-1	24	緑が丘小学校	寺田町 405-5	39	みなみ野中学校	みなみ野 6-14-2
10	大和田市民センター	大和田町 5-9-1	25	浅川小学校	初沢町 1335	40	由井市民センター	片倉町 702-1
11	中野市民センター	中野町 2726-7	26	東浅川小学校	東浅川町 550-22	41	第一中学校	石川町 2957-1
12	富士森体育館	台町 2-3-7	27	横山中学校	散田町 5-22-36	42	石川中学校	久保山町 2-55
13	横川小学校	横川町 305	28	横山南市民センター	梶田町 137-3	43	加住市民センター	加住町 1-338
14	元木小学校	下恩方町 515-1	29	高尾山学園	館町 1097-30			
15	川口小学校	川口町 3675	30	中山小学校	中山 1155			

### 3. 安否確認の実施

# 3. 安否確認の実施

## 災害時に利用者の生命と安全を守るための取組

	業務継続計画（BCP）	個別避難計画
目的	組織機能・事業の継続	個人の避難支援
根拠法	介護保険法	災害対策基本法
作成主体	各居宅介護支援事業所	市町村
計画の対象	事業所全体	個人（計画作成者）
安否確認の位置付け	事業継続のための情報収集	避難支援の <b>起点</b>

業務継続計画（BCP）と個別避難計画は、利用者の生命と安全を守るための計画であり、**相互に補完し合う**ことが不可欠です。

# 3. 安否確認の実施

## 業務継続計画（BCP）

### 業務継続計画(BCP)

#### 自然災害編

(介護サービス類型：共通)

法人名 :  
施設・事業所名 :  
代表者名 :  
管理者名 :  
所在地 :  
電話番号 :  
作成日 :  
改訂日 :

## 目次

1. 総論
  - 1.1 基本方針  
全体像
  - 1.2 推進体制
  - 1.3 リスクの把握
  - 1.4 優先業務の選定
  - 1.5 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し
2. 平常時の対応
  - 2.1 建物・設備の安全対策
  - 2.2 電気が止まった場合の対策
  - 2.3 ガスが止まった場合の対策
  - 2.4 水道が止まった場合の対策
  - 2.5 通信が麻痺した場合の対策
  - 2.6 情報システムが停止した場合の対策
  - 2.7 衛生面(トイレ等)の対策
  - 2.8 必要品の備蓄
  - 2.9 資金手当て
3. 緊急時の対応
  - 3.1 BCPの発動基準
  - 3.2 行動基準
  - 3.3 対応体制
  - 3.4 対応拠点
  - 3.5 安否確認
  - 3.6 職員の参集基準
  - 3.7 施設内外での避難場所・避難方法
  - 3.8 重要業務の継続
  - 3.9 職員の管理
  - 3.10 復旧対応
4. 他施設との連携
  - 4.1 連携体制の構築
  - 4.2 連携対応
5. 地域との連携
  - 5.1 被災時の職員の派遣
  - 5.2 福祉避難所の運営

# 3. 安否確認の実施

## 業務継続計画（BCP）

### 3.1 BCP発動基準

- リスク把握で洗い出したリスクに対し、発動基準を決める
- <地震>  
本書に定める緊急時体制は、●●市周辺において、震度5強以上の地震が発生したとき。
- <水害> 避難する時間も考慮して考える。
  - ・施設所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合。
  - ・警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。
- 対策本部の体制(代行者を含む)を決める。  
【様式1】 推進体制の構成メンバーに記入する。

### 3.5 安否確認

#### (1) 利用者

- 利用者の安否確認を速やかに行う。
- 速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備しておくとい。
- 【補足11】 利用者安否確認シートを印刷して、配備しておく
- 各エリアのリーダーが利用者の安否確認を行い、管理者に報告する。

#### (2) 職員

- 職員の安否確認を速やかに行う。
- 速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備しておくとい。
- 【補足12】 職員安否確認シートを印刷しておく
- <施設内>
  - ・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて各エリアでエリアリーダーが点呼を行い、管理者に報告する。
- <自宅等>
  - ・自宅等で被災した場合は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身の安否情報を報告する。
  - ・報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

#### 補足11：利用者の安否確認シート

負傷している場合は、医療機関へ搬送を要請する

フロア：

エリア・ユニット：

No	ご利用者氏名	部屋番号	安否確認	容態・状況
1			無事・負傷・不明・外出・死亡	
2			無事・負傷・不明・外出・死亡	
3			無事・負傷・不明・外出・死亡	
4			無事・負傷・不明・外出・死亡	
5			無事・負傷・不明・外出・死亡	
6			無事・負傷・不明・外出・死亡	
7			無事・負傷・不明・外出・死亡	
8			無事・負傷・不明・外出・死亡	
9			無事・負傷・不明・外出・死亡	
10			無事・負傷・不明・外出・死亡	
11			無事・負傷・不明・外出・死亡	
12			無事・負傷・不明・外出・死亡	
13			無事・負傷・不明・外出・死亡	
14			無事・負傷・不明・外出・死亡	
15			無事・負傷・不明・外出・死亡	
16			無事・負傷・不明・外出・死亡	
17			無事・負傷・不明・外出・死亡	
18			無事・負傷・不明・外出・死亡	
19			無事・負傷・不明・外出・死亡	
20			無事・負傷・不明・外出・死亡	

# 3. 安否確認の実施

## 安否確認を実施するタイミングと対象者

	風水害	地震災害
実施の タイミング	警戒レベル3（高齢者等避難） 以上が発令された時	震度6弱以上の地震が発生し、 災害対策本部が設置され、 揺れが収まった時
対象者	個別避難計画提出者	避難行動要支援者名簿登載者

### 遵守事項（前提）

- 安否確認は、あくまでも**可能な範囲内**で行い、自らの命の危険を冒してまで行うことではありません。
- 避難支援や救助活動の手伝いは、**原則行わない**。もしも避難支援を手伝う状況に置かれた場合は、まずは**自分自身の安全を最優先**に考え、その上で対応が可能な場合は、細心の注意を払いながら行ってください。

# 3. 安否確認の実施

## 【参考】警戒レベルとは？

水害や土砂災害等が発生するおそれがあるとき、どのタイミングで避難するか直感的に理解でき、それぞれの状況に応じて避難できるよう、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市が避難情報と合わせて出す情報です。

警戒レベル	避難情報等	とるべき行動
5	緊急安全確保	命を守る最善の行動をとる
4	避難指示	危険な場所にいる方は全員避難行動をとる
3	高齢者等避難	危険な場所にいる高齢者等は避難行動をとる
2	大雨注意報 洪水注意報	ハザードマップ等で避難方法を確認する
1	早期注意情報	最新情報に注意する

安否確認を実施

# 3. 安否確認の実施

## 安否確認の流れ

- ① 風水害において、警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発令された場合、安否確認者は、対象者に連絡を取り、避難方法を確認する。
- ② 対象者の安全が確保できたことを確認する。  
※①②のいずれかの時点で、計画に記載された避難支援等関係者（避難誘導）による避難誘導が不可能であり、他の方法による安全確保も困難であると判断した場合は、八王子市（高齢者福祉課）へ電話（042-620-7420）、またはメールで報告する。
- ③ 警戒レベル3以上の発令解除後に対象者の安否確認を行い、結果を八王子市（高齢者福祉課）へ電話（042-620-7420）、またはメールで報告する。

# 3. 安否確認の実施

## 防災メール（発令時）

【【警戒レベル4】避難指示を発令】



井口 貴裕  
宛先 ●上妻 玲於無



2025/07/15 (火) 14:25

気象庁は30日（金）4時50分、八王子市に土砂災害警戒情報を発表しました。（大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報、雷注意報は継続中）  
これに伴い、30日（金）8時30分、市内の土砂災害警戒区域および0.5m以上の浸水想定区域にお住まいの方に「警戒レベル4」避難指示を発令しました。

開設する避難所は

市民センター

由井、由木東、恩方、加住、横山南

学校

第一小、第二小、第四小、中野北小、大和田小、長房小、横川小、元木小、川口小、美山小、松枝小、由井第一小、浅川小、鏈水小、石川中、横山中、元八王子中、みなみ野中、松木中

その他

富士森体育館、夕やけ小やけふれあいの里 の26か所です。

土砂災害警戒区域および0.5m以上の浸水想定区域にお住まいの方は、開設した避難所や、より安全な親戚・知人宅に避難していただくようお願いします。また、避難所への避難が困難な方などは、自宅の2階以上、がけから離れた部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

なお、避難所に避難をする際、食糧等は各自で持参して下さい。

土砂災害警戒区域、浸水想定区域が確認できる八王子市総合防災ガイドブックについては、下記リンクからご確認ください。

【八王子市総合防災ガイドブック URL】

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/emergency/bousai/m12873/001/p024714.html>

今後の気象情報については、テレビやラジオなどから積極的に収集していただくようお願いします。土砂災害警戒区域以外にお住まいの方も土砂災害、風水害に十分ご注意ください。

# 3. 安否確認の実施

## 防災メール（発令解除時）

「避難指示を解除します」



2025/07/15 (火) 14:27

気象庁は本日 1 日（日） 4 時 4 分、八王子市の大雨警報が解除されました。それに伴い、警戒レベル 4 「避難指示」を解除します。大雨注意報、雷注意報は継続中です。

◆このメールは送信専用ですので返信できません。

◆発行 八王子市 生活安全部防災課 電話 042-620-7207

--

登録の変更・解除は下記ページの案内をご確認ください。

・スマートフォン／パソコンをご利用の方はこちらから。

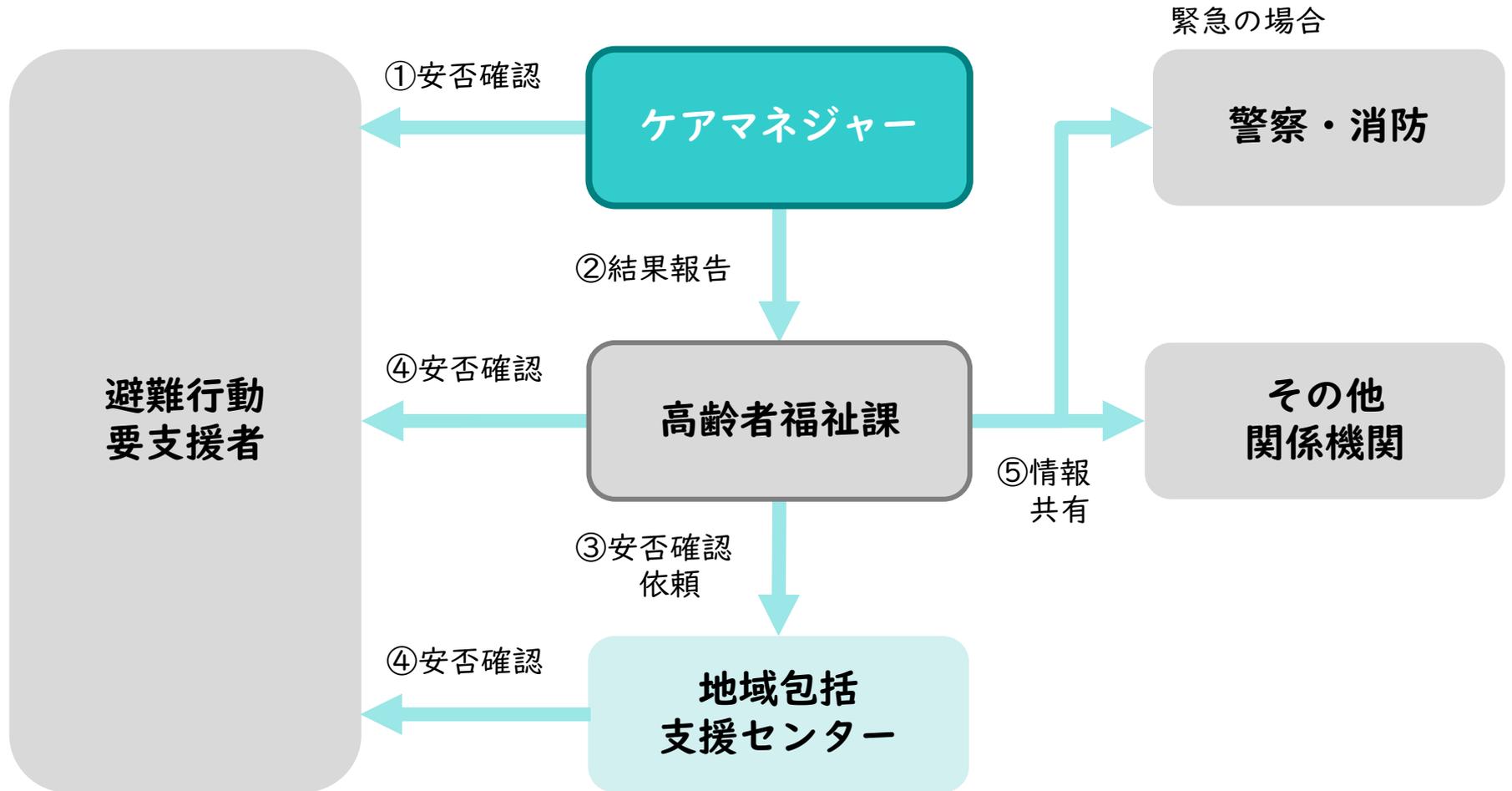
<https://plus.sugumail.com/usr/icho/home>

・フィーチャーフォンをご利用の方はこちらから。

<https://m.sugumail.com/m/icho/home>

# 3. 安否確認の実施

## 連絡体制



## 4. 令和6年台風第10号に伴う 安否確認の実施状況

# 4. 令和6年台風第10号に伴う安否確認の実施状況

## 経過

### 令和6年（2024年）8月30日（金）

- 8：42 市内全域を対象に「避難指示（警戒レベル4）」を発令
- 9：06 民生委員に対して安否確認の実施を要請 ⇒ 安否確認の実施
- 19：45 居宅介護支援事業所等に対し、安否確認（1回目）実施のリマインドメールを送信
- 22：11 相談支援事業所に対し、安否確認（1回目）実施のリマインドメールを送信

### 令和6年（2024年）9月1日（日）

- 4：30 「避難指示（警戒レベル4）」解除
- 9：00 相談支援事業所、居宅介護支援事業所等に対し、安否確認（2回目）実施のリマインドメールを送信及び電話連絡
- 15：40 職員による安否確認の実施

### 令和6年（2024年）9月2日（月）

- 8：27 地域包括支援センターに対して、確認が取れていない対象者への安否確認の実施を依頼

# 4. 令和6年台風第10号に伴う安否確認の実施状況

## 安否確認の実施状況（9月1日 16時45分時点）

要件	安否確認実施者	対象者【A】	確認済※1【B】	確認不可※2【C】	未対応【D】	対応率（%）【（B+C）/ A】
①	ケアマネジャー	131	86	14	31	76.3
②	相談支援事業所等	93	59	13	21	77.4
③④	民生委員	622	594	28	0	100.0
	合計	846	739	55	52	93.9

※1 安否確認の結果、負傷者や避難支援等の対応を要する対象者はおらず。

※2 死亡（発災前）、入院・入所、転出等を含む。

➡ 確認不可【C】及び未対応【D】の対象者については、9月2日（月）に地域包括支援センターにて安否確認を実施

## 5. その他

# 5. その他

## 災害対策部会・主任介護支援専門員連絡会 合同会議



災害によって、連絡することになっているが、連絡をする、しないの判断は誰がするのかわからない。

台風や大雨などの風水害時の安否確認は、

- ① **個別避難計画作成者**を 対象に、
- ② **警戒レベル3（高齢者等避難）以上** が発令されたときに、実施していただきます。

※市からの依頼はございません。各事業所のBCPに基づきご判断ください。  
ただし、必要に応じて、市からメール等で安否確認の実施に関するリマインドメールを送る場合があります。



## 5. その他

### 災害対策部会・主任介護支援専門員連絡会 合同会議



ケアマネからの安否確認と、民生委員からも同様の連絡が来た事もあり、より利用者が不安になるのでは？

原則、安否確認を行う計画作成支援者は、要件①（要介護3以上）はケアマネジャー、要件③④（75歳以上高齢者）は民生委員と異なるため、複数の避難支援者から同一の対象者に安否確認を行うことはありません。

ただし、「要介護度が変更された時期などにより、対象者の更新が間に合わない」、「対象から外れたものの心配になったので安否を確認した」など、複数の避難支援者から同一の対象者に実施する可能性もありますので、情報更新や制度周知を徹底して参ります。



## 5. その他

### 災害対策部会・主任介護支援専門員連絡会 合同会議



土日祝など営業時間外での市との連絡方法やケアマネがどこまで対応すべきなのか明確にしてほしい。

個別避難計画作成者に対する安否確認につきましては、一番身近な接点を持つケアマネジャーの皆様にご協力をお願いしているところです。

災害時の安否確認は、避難支援の起点となる取組であるため、対象者の生命と安全を守るために、営業時間外であってもご協力をいただきたいというのが正直な思いですが、事業所で策定している業務継続計画（BCP）等との整合を踏まえながら対応をお願いします。

なお、本市では、災害が発生した場合、平日休日問わず、安全性の観点から**午前8時半から午後4時まで**に間に安否確認を実施しております。



## 5. その他

### 災害対策部会・主任介護支援専門員連絡会 合同会議



ケアマネや民生委員が助けに行くことはないと言われたい。市として伝えて欲しい。ケアマネに確認をさせたり助けに行くことを求めないでほしい。

ケアマネジャーの皆様にご協力をいただいている安否確認は、原則電話またはメールで行うこととしているほか、あくまでも可能な範囲内で行い、**自分自身の安全確保が最優先**です。また、避難支援や救助活動の手伝いは、原則行わないこととしています。

対象者に対しては、「個別避難計画の作成によって災害時の避難支援が必ず行われることを保証するものではない」旨の周知を行っているところですが、引き続き、ケアマネジャーの皆様に対して過剰な期待を持たれることのないよう、引き続き周知して参ります。



## 5. その他

### 災害対策部会・主任介護支援専門員連絡会 合同会議



高齢者は食料等の持参が難しい。避難所の備蓄品について教えてほしい。

避難所の備蓄品は、乾パン、アルファ米(白飯)、クラッカー、ミネラルウォーター、要配慮者のためのお粥といった食料のほか、毛布、アルミブランケット、フロアーマット、簡易間仕切り、簡易型避難用テント、簡易ベッド、エアーマット、車椅子などの資機材も用意しています。

ただし、備蓄品は限りがあるほか、薬や医療器具などありませんので、日頃から持ち出せるように準備する、医療器具を使用するときの不具合がないようお手入れをしておくなど、御自身で必要なものは日頃から御準備いただきたいと思います。

家にとどまることができるのであれば、在宅避難をしていただくのが一番だと思われます。



# 5. その他

## 災害対策部会・主任介護支援専門員連絡会 合同会議



避難情報発令・解除の情報はどのように把握すればよいのか。

八王子市からの情報は次の方法で発信しております。

防災情報メール（要登録）・防災行政無線・八王子市ホームページ  
・SNS（X、Facebook、LINE）・ラジオ・NHKデータ放送（dボタン）

なお、防災行政無線の内容が聞き取れなかった場合に備え、以下の情報伝達手段の複線化を行っています。

### ・コスモキャスト

防災情報無線の放送内容をスマートフォンアプリで確認できます。  
マナーモード設定中でも、自動起動して音声がかかります。

### ・電話応答サービス

防災情報無線の放送内容を24時間後まで確認することができます。



## 5. その他

### 災害対策部会・主任介護支援専門員連絡会 合同会議



- 社内のBCPの訓練も想定して動いた。ハザードエリアに該当し、BCPで定めた、安否確認の優先順位の高い方から安否確認をおこなった。
- 要介護以上、独居等安否確認リスト作成し、半年ごとに見直している。
- 事業所だけでなく同法人内で伝言ダイヤルなどを活用した研修をおこなっている。
- プランがなくても気になる人は個別に安否確認をおこなった。

# コラム 福祉避難所について

# 福祉避難所とは

## 福祉避難所（協定福祉避難所）とは？

- 福祉避難所（協定福祉避難所）は、一般避難所における要配慮者スペースでの避難生活が困難な要配慮者を対象とした**二次的な避難所**。

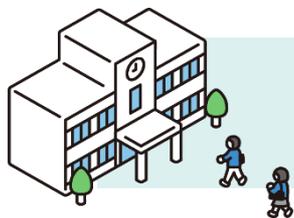
### 【対象者】

市が指定一般避難所での状況を勘案し、福祉避難所への移送が望ましいと判断した者

- 現在、八王子施設長会や八王子老人保健施設協議会、八王子市内障害者等入所施設連絡協議会などと協定を締結し、**59施設**整備しています。

# 福祉避難所とは

## 福祉避難所への避難の流れ



指定一般避難所への避難

一般の避難スペースでの生活が困難な場合

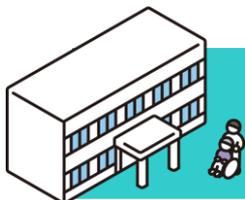


要配慮者スペースへの移動

要配慮者スペースでの生活が困難な場合



福祉避難所への移送者の決定・移送



福祉避難所への避難

# 福祉避難所を取り巻く環境

## 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府）の改定

### 主な改定内容（記載の追加）

#### 指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示

- 指定避難所について、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定し、公示する
- 指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる制度を創設

#### 指定福祉避難所への直接の避難の促進

- 地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者を調整等を行う

 本市では、国が福祉避難所への直接避難を促進していることを受け、地域防災計画の修正に合わせ、直接避難ができる**指定福祉避難所**の整備に向けた検討を進めています。

# 今後整理していくべき事項

## ① 指定福祉避難所の指定及び直接避難できる仕組みの構築

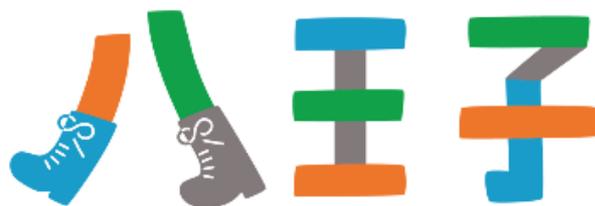
## ② 福祉施設と八王子市の役割分担及び運営方法の整理

➡ 福祉施設との調整のうえ、役割分担の整理及び運営マニュアルの作成を通じて、運営方法の具体的な内容を整理していく。

## ③ 施設の実態に応じた避難対象者の整理

➡ 福祉施設の受入可能人数や受入場所、災害発生時のBCP計画等を勘案し、対象者を整理していきます。

あなたのみちを、  
あるけるまち。



本資料に関する問合せ先

八王子市福祉部福祉政策課 災害援護担当

担当者：井口・上妻

☎042-620-7454

✉b440100@city.hachioji.tokyo.jp